

商工農水部

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査
- 2 監査対象 商工農水部
- 3 事前調査期間 平成27年4月 8日から平成27年4月20日まで
- 4 監査期間 平成27年5月26日から平成27年6月 2日まで
- 5 監査対象年度 平成26年度
- 6 監査対象事項 財務事務等
- 7 監査方法 財務事務等が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかなどに重点をおいて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査調書に基づく質問により行った。

第2 監査対象の概要

商工農水部5課等（中間組織は所管する所属に含める）の主な業務内容及び職員数（平成27年4月1日現在）は、次のとおりである。

【商業勤労課】

商業動向の調査研究・施策の企画立案、大規模小売店舗の立地、商店街振興、商業の近代化・高度化、製品の流通・振興、商業関係諸団体、中小企業者に対する融資相談、すわ公園交流館、労働事情の調査研究・施策の企画立案、雇用・就労、勤労者の福祉厚生、労働関係団体等との連絡調整、勤労者・市民交流センターに関する業務等を所掌する。

（職員11名）

【観光推進課】

観光振興の調査研究・施策の企画立案、観光資源の創出、保護・振興、宮妻峡ヒュッテ、まつり・花火大会等観光事業の実施、産業観光、観光宣伝・誘客、観光関係諸団体に関する業務等を所掌する。

（職員6名）

【工業振興課・産業基盤整備推進室】

工業動向の調査研究・施策の企画立案、企業及び研究所の誘致及び立地、新規産業の創出、工業振興のための経営相談、工業の近代化・高度化、中小企業の情報化、中小企業振興基金、地場産業の振興及び育成、三重北勢地域地場産業振興センターとの連絡、工業・貿易・物産関係諸団体、鈴鹿山麓リサーチパーク、企業立地に係る基盤整備及び企業誘致に関する業務等を所掌する。

（職員6名）

【農水振興課・食肉センター・食肉地方卸売市場・農業センター】

農水産業振興・農地有効利用の調査研究・施策の企画立案、農業の担い手の育成、地産地消及び食育、農業経営基盤強化促進事業、遊休農地対策、農業再生協議会、農業振興地域整備計画、農水産業関係の融資、農林水産関係団体、農政審議会、北勢地方卸売市場、三河鈴鹿農業共済事務組合との連絡、農業委員会、農畜水産物の生産振興・出荷流通、食の安全・

安心、強い農業づくり交付金事業、農作物の災害・鳥獣被害対策、林業・治山・林道事業、地域森林計画、漁港及び海岸保全区域の管理、食肉センター・食肉地方卸売市場、農業センター、茶業振興センター・ふれあい牧場、土地改良団体の指導、土地改良関係の補助・融資、土地改良事業の施行及び換地計画の認可、地籍調査事業、ふるさと・水と土保全基金、土地改良事業及び災害復旧事業の実施、農業用施設工事の実施、土地改良工事の技術指導、農業水利、三重用水土地改良区、漁港整備及び海岸保全事業の実施、主管工事の監督・竣工検査に関する業務等を所掌する。

(職員25名、再任用職員4名、嘱託職員1名)

【けいりん事業課】

競輪事業の調査研究、競輪開催に係る予算・決算・開催収支報告、関係諸団体との連絡調整、入場券の発行、入場料の収納、施設・物品の維持管理、施設の使用、施設の改善計画、事故防止・交通安全対策・周辺対策、競輪開催の企画・準備、宣伝広報の企画・実施・ファンサービス、車券の発売・的中車券の支払、車券の検収・調査・未払調査、未払的中車券の支払、臨時場外設置に伴う渉外・受託・委託に関する業務等を所掌する。

(職員5名)

第3 監査結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の執行並びに行政監査として時間外勤務の状況、業務執行上懸案となっている事項、内部事務管理と内部牽制体制の構築状況、1者単独随意契約(委託料)の状況について監査の結果、次の指摘事項及び意見のとおり、是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 指摘事項

<各課共通事項>

(1) 支出事務について

需用費の支出において、支払が遅延していた事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。

上記対象課～【農業センター】【けいりん事業課】

<各課個別事項>

【商業勤労課】

(1) 現金等の管理について

駐車券受払簿において、訂正印漏れや、鉛筆により字句訂正していた事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。

(2) 支出事務について

次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない書類の提出を求め、受領時には十分確認するとともに、適切な事務処理を行うこと。

- ア 支出負担行為兼支出命令書において、鉛筆による補整記載。
 - イ 需用費の支出において検査検収日付が、納品日付より前。
 - ウ 需用費の納品書及び請求書について、納品日及び請求日が月日のみ記載され年の記載漏れ。
 - エ 使用料及び賃借料で支出すべきくすの木パーキング駐車券を、需用費で支出。
 - オ 予算執行伺において、随意契約理由の記載漏れ、印刷物仕様書の添付漏れ。
 - カ 損失補償金の支出において、予算科目の細節誤り。
 - キ 報償費の支出において、出席者名簿の添付漏れ。
 - ク 旅費に係る支出書類において、鉛筆による字句訂正。
 - ケ 請求書の日付の砂消しによる字句訂正。
- (3) 文書管理について
- 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。
- ア 相当数の簡易決裁について、決裁日、分類区分、保存年限等の記載漏れ。
 - イ 公印の押印を必要とする起案文書に、あて先、発信者名の記載漏れ。
 - ウ 自動車事故報告書の日付の誤記。

【観光推進課】

(1) 支出事務について

次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない書類の提出を求め、受領時には十分確認するとともに、適切な事務処理を行うこと。

- ア 委託料で支出すべき測量業務に伴う費用を工事請負費で支出。
- イ 委託業務における日誌や月報において、訂正印漏れや修正液による字句訂正。

(2) 財産管理について

行政財産使用許可申請書の申請日が従前の許可条件として付されていた更新申請する期日（使用を許可された期間の満了1か月前まで）を過ぎていた事例が見受けられた。期日前までに申請書を提出させること。

(3) 臨時職員の任用手続きについて

臨時職員任用関係の決裁において、通勤届及び所属長認定の日付が漏れていた事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。

【工業振興課・産業基盤整備推進室】

(1) 支出事務について

次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない書類の提出を求め、受領時には十分確認するとともに、適切な事務処理を行うこと。

- ア 委託料及び需用費（消耗品費）の支出において、請求書や見積書に代表者名、代表者印及び住所漏れ。
- イ 負担金補助及び交付金の支出において、要綱に規定されている事業着手報告書の提出漏れ。

(2) 原課契約工事について

原課契約の委託及び工事において、原課契約工事発注・監督・検査チェックリストが添付されていない事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。

(3) 文書管理について

起案文書において、決裁日が漏れていた事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。

【農水振興課・食肉センター・食肉地方卸売市場・農業センター】

(1) 収入事務について

窓口での収入金について、金融機関への払込みが遅延していた事例が見受けられた。即日又は翌日正午までに払込みの手続きを行うこと。 **【農業センター】**

(2) 支出事務について

次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない書類の提出を求め、受領時には十分確認するとともに、適切な事務処理を行うこと。

ア 調達契約課契約により備品購入費で購入すべき物品（消火器）を自所属契約により消耗品費で購入。 **【食肉センター・食肉地方卸売市場】**

イ 前金払で支出した使用料について、履行確認漏れ。 **【農業センター】**

ウ 支出負担行為兼支出命令について、請求明細書の添付漏れ、請求書に住所漏れ。

【農水振興課】

(3) 現金等の管理について

回数駐車券払出簿の明細について、訂正印漏れや重ね書きした箇所が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。 **【農水振興課】**

(4) 契約事務について

原課契約工事について、発注時に工事着工前写真、工事個所がわかる図面が添付されていない事例が見受けられた。原課発注工事発注・監督・検査マニュアルに基づき、不備のない適切な事務処理を行うこと。 **【農業センター】**

(5) 文書管理について

次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。

ア 起案文書において、個人情報を含む文書を「個人情報無」と誤記載。 **【農水振興課】**

イ 臨時職員にかかる決裁において、臨時職員出勤証明書の写しの日付の記入漏れや、有給休暇票に記載された年休取得日と臨時職員出勤証明書の写しに記載された年休取得日の不一致。

【農水振興課】

【けいりん事業課】

(1) 支出事務について

負担金補助及び交付金の支出において、債権者からの同意書に日付が漏れていた事例が見受けられた。不備のない書類の提出を求め、受領時には十分確認するとともに、適切な事務処理を行うこと。

(2) 現金等の管理について

駐車券出納簿において、出納員の確認印が漏れていた事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。

(3) 備品管理について

備品ラベルが貼付されていない事例が見受けられた。四日市市会計規則第149条に基づき、備品には所定の表示を行うこと。

2 意見

<各課共通事項>

(1) 財産管理について<所属長の抽出実査と記録保存の徹底>

担当者は、毎年度決算における数量を保証するため、年度末においては、必ず、全財産を一品ごとに実査し、台帳との数量突合を行うこと。また、実査時には、紛失の有無や品質保持の確認を行うこと。併せて、実査を実効あるものとするため、実査した記録（日時、対象、数量、特記事項、担当者・所属長の確認印など）を文書にして残すこと。

所属長は、担当者の実査点数の5%を目安に抽出実査をして、その実効性を確認すること。

【改善事項】

上記対象課～【全所属】

(2) 委託契約について

ア 1者単独随意契約による業務委託においては、業務内容を項目別に分類して、詳細に経費を積算することで、見積原価を十分検証し、委託業務に必要とされる契約コストの妥当性を見極めること。

【改善事項】

上記対象課～【観光推進課】【工業振興課・産業基盤整備推進室】【農水振興課】

イ 委託契約後は、業者牽制のために、業務実施中の現場の抽出実査を行うこと。また、実査業務の強化のために、チェック項目を定めたマニュアル等の作成に取り組むこと。

【要望事項】

上記対象課～【商業勤労課】【観光推進課】【工業振興課・産業基盤整備推進室】

【農水振興課】

(3) 労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について

ア 時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。また、特定の職員に業務の集中が見られるため、所属長は係間での応援体制や事務分担の適正化・平準化を図ること。さらに、所属長は総時間外手当を金額ベースで把握し、コスト意識を常に強く持つとともに、職員の健康管理の面から、労務管理の徹底と業務の効率化、省力化を進め、時間外勤務の縮減を図ること。

【改善事項】

上記対象課～【商業勤労課】【観光推進課】【工業振興課・産業基盤整備推進室】

【農水振興課】【けいりん事業課】

イ 厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準(*)を上回る勤務状況が見受けられるため、早急にこれを解消すること。

【改善事項】

* 過労死の労災認定基準：発症前1か月間に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。

上記対象課～【商業勤労課】【観光推進課】【農水振興課】

ウ 時間外勤務が年間1,000時間を超える職員が見受けられた。業務量と人員配置のバランスがとれた労務管理が行われておらず、職員が健康を損ね、業務において過誤が発生する

おそれがある。今後とも業務改善と労務管理を徹底し、職員を守るための取組みを行うこと。また、業務量増加等の数値化などにより業務量と人員配置の関係を分析し、業務の抜本的な選択・見直しをするとともに、説得力のある根拠に基づいて増員要求を行い、異常な労働環境を早急に改善すること。 【改善事項】

上記対象課～【商業勤労課】【観光推進課】

エ 時間外勤務の分析を行い、業務内容によっては外部委託するか、あるいは臨時職員を雇用するなど、抜本的な時間外勤務の縮減策を検討すること。 【要望事項】

上記対象課～【全所属】

(4) 主要事業の目標設定と評価について

業務棚卸表は組織の任務目的を明確にし、目的達成に必要な基本的な手段を記述したもので、成果・活動指標の目標年度、目標値を設定し、その達成度によって手段の有効性等の評価を行うものである。しかし、各課の任務目的やプロジェクトとベクトルが合っていないと思われるものが見受けられる。あらためて各課の事務分掌に立ち返り、取組みが反映される項目を所属としての目標として設定すること。併せて、目標とした根拠や目標値の計算基礎を明確にすること。 【改善事項】

上記対象課～【商業勤労課】【観光推進課】

【農水振興課・食肉センター・食肉地方卸売市場・農業センター】

(5) 内部事務管理について

事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。なかには、前回監査時に指摘したものと同一内容のものもあり、改善がなされていないと言わざるを得ない。所属長は、「定められたルールに基づいた事務執行」や「上位職による牽制やサポート」の重要性を職員に意識づけし、日常的に確認すべき事項の定型化による業務精度の向上、上位職によるダブルチェックを行うなど、内部事務管理の改善を図るとともに、組織としてのマネジメントを徹底すること。 【改善事項】

上記対象課～【全所属】

(6) チェックリストの再確認について

商工農水部共通のチェックリストに基づき事務を行っているとしているが、書類の不備など不適切な事務処理の事例が散見する。チェックリスト自体に不備がないか改めて確認し、漏れのない事務処理を行うこと。 【改善事項】

上記対象課～【商業勤労課】【工業振興課・産業基盤整備推進室】

<各課個別事項>

【商業勤労課】

(1) 文書管理について

執務日誌において、作成過程で修正された内容を反映したものを保存すべきところ、一部反映されていない事例が見受けられた。不備のない適切な文書管理を行うこと。 【改善事項】

(2) 補助金支出後の実態管理について

毎年継続して支出している補助金について、その必要性及び効果について十分に検証するため、補助対象事業や支給先の実態把握に努めること。 【要望事項】

(3) 中小企業支援策について

ア 中小企業に対して有効な施策を考えるため、融資制度の利用件数や資金の使途、また2年続けて増加している損失補償の内容など身近なデータを分析し、市内の中小企業の動向を掴むこと。また、民間の金融機関の利率や融資条件を常に把握しておき、問い合わせに即座に対応できるようにすること。 【改善事項】

イ 中小企業支援策において、市は直接融資してはいないが、保証料補給金等で公金を投入しており、融資先の業務状況の把握を行うこと。 【改善事項】

(4) 中心市街地の活性化について

ア 近鉄四日市駅前イルミネーション事業については、市から四日市市ライトアップ補助金を交付している。観光推進課ともタイアップして、マスコミにとりあげてもらおうよう働きかけるなど、PRに努めること。 【要望事項】

イ 観光やコンベンションで本市を訪れて宿泊している人は結構な数になる。近鉄四日市駅周辺は本市の玄関口であり、イメージアップのため、関係部局と連携し、周辺のごみ対策や、道路の維持補修などインフラ整備を図ること。 【要望事項】

ウ 中心市街地に人を集めるためには、今までの延長線上で考えるばかりでなく、都市間競争のなかで特色を出し、商店街に人が足を運びたくなるような施策を検討すること。 【要望事項】

(5) 就労者勤労環境の改善について

ア 求職者資格取得助成金は、直近の3年間、助成金額が減少してきている。情報収集に努め、対象の資格を増やすことも含めて、新たな施策の展開を検討すること。 【要望事項】

イ 障害者の雇用を推進するためには、障害者の雇用についての企業側のノウハウや意識を高めることが必要である。事業主や同僚となる従業員に理解を深めてもらえるよう、就労コーディネーターをより積極的に活用し、就業の現場を訪問することを検討すること。 【要望事項】

ウ 障害者等の就労に向けての各種施策が、着実に障害者や生活保護受給者の就労による自立を促すよう、健康福祉部との連携を強化すること。 【要望事項】

(6) 商業動向の調査研究について

当課は、本市の商業発展の羅針盤となるべきであり、市民に向けて情報提供できるよう、商業動向の調査研究と、まとめとしての白書の作成に取り組むこと。 【要望事項】

【観光推進課】

(1) 観光大使について

現在、10名の観光大使を選任しているが、観光大使には観光施策に係る情報を提供するだけでなく、常に「顔の見える関係」を維持するよう努め、市の観光のPRを推進すること。 【要望事項】

(2) 施設整備について

伊坂ダムサイクルパーク、四日市スポーツランドにおいて、土日祝日は駐車場が満車状態となっている。それぞれのレジャー施設の駐車場の拡充について、検討すること。 【改善事項】

(3) 予算流用について

予算執行において多くの流用が見受けられた。予算流用は予算執行上、やむを得ない場合に限り認められるものである。今後は、予算積算の精度を上げ、流用は必要最小限度に止め、安易な流用は厳に慎むこと。 【改善事項】

(4) 現金等の管理について

当所属が事務局となり、各団体の預金通帳と印鑑を預かって保管している。通帳と印鑑は別々に保管するとともに、所属長の随時実査により、事故防止を徹底すること。 【改善事項】

(5) 原課契約工事について

駐車場整備工事について、原課契約が3回に分けて締結されていた。四日市市事務専決規程では50万円以上の土木工事に係る発注は調達契約課の専決事項となっていることから、今後、安易な分割発注と思われるような契約は厳に慎むこと。 【改善事項】

(6) 観光施策の推進について

ア 観光施策の推進にあたっては、関係部局や関係機関に施策の趣旨を十分説明し、効果的な連携、取組みに努めること。 【要望事項】

イ 市外からの観光客の誘致のため、幅広い情報の収集、更新を行い、情報の発信、案内に努めること。 【要望事項】

ウ 東海道魅力アップ事業について、各地区での事業の成果を広く周知できるよう、東海道筋に発信拠点を設置することについて検討すること。 【要望事項】

(7) コンベンション機能推進事業について

市内施設を会場としたコンベンションを多く開催しているが、関連施設（宿泊、商店街等）への周知が不足している。近鉄四日市駅構内にブースを設けるとともに、会場への動線に歓迎旗を掲げるなどし、歓迎ムードに努めること。 【要望事項】

(8) 補助金の妥当性について

大四日市まつり、四日市花火大会などに対して、多額の補助金を支出している。補助金については、それぞれの積算基礎を明確にして、毎年度見直しを行い、金額の妥当性を確保し、市民への説明責任が果たせるようにすること。 【要望事項】

(9) 事務分掌について

管理職は、自分の部（課）の事務分掌を再認識し、掲げられている事務の遂行に傾注すること。 【改善事項】

【工業振興課・産業基盤整備推進室】

(1) 工業動向の調査研究について

当課は、本市の工業発展の羅針盤となるべきであり、市民に向けて情報提供できるよう、工業動向の調査研究と、まとめとしての白書の作成に取り組むこと。 【要望事項】

(2) 情報収集及び情報発信について

ア 東京事務所と連携して国の動向をいち早く把握し、国の補助事業を活用すること。

【要望事項】

イ 本市の情報収集及び情報発信能力は十分とは言えず、企業からの情報収集及び企業への情報発信により努めるとともに、設備投資などにおいて、企業に変化があれば、企業から情報

- が提供してもらえるような顔の見える信頼関係を構築すること。 【要望事項】
- ウ 中小企業新規産業創出事業補助金については、三重県産業支援センターのコーディネーターによる情報提供や説明会等での制度説明にとどまるなど、補助制度の周知についての取り組みが不十分であるため、市としてより一層の周知を図ること。 【改善事項】
- エ 四日市臨海部産業活性化促進協議会については、参加する事業所との信頼関係が構築されてきている。意見交換の場として有効に活用すること。 【要望事項】
- (3) 企業立地奨励金について
- 補助の対象となる事業において、「高シェア製品」、「トップクラス」とあいまいな表現の基準がある。数値による要件を設定するなど、公平性を担保し、第三者への説明責任を果たせるような制度運用について研究すること。 【要望事項】
- (4) 鈴鹿山麓研究学園都市用地について
- 利活用の方針が定まらないまま相当期間が経過している。処分するのか、土地の用途制限を解除して利活用を図るのか、市の財産の有効活用について、政策推進課と協議を進め、できる限り早く結論が出せるよう鋭意努力すること。 【要望事項】
- (5) 補助金の交付について
- 補助金の交付先が事業を適切に行っているか、実績報告書を提出させるだけでなく、必ず担当者が現場に出向いて実施状況を確認すること。 【改善事項】
- (6) 企業誘致について
- 企業誘致のための活動、アクションが、積極的であるとは言えない状況である。制度に関するプレゼンテーションを行うだけでなく、新規立地の意向がある企業に対して対面での交渉を行い、積極的に働きかけていくとともに、四日市港という利点を活かし、日本貿易振興機構（ジェトロ）と連携して、国内企業だけにとらわれることなく、外国企業にも積極的に立地を働きかけること。 【要望事項】
- (7) 予算編成の精度について
- 企業を誘致するため事業費を予算計上したにもかかわらず、執行できなかったという結果に対して、どのような調査を行い、どのような動向を把握して予算計上したのか、また、なぜニーズが合わなかったのかという点まで分析した上で、誘致を実現する方策について調査研究を進めることにより、予算編成の精度を高めること。 【要望事項】

【農水振興課・食肉センター・食肉地方卸売市場・農業センター】

(1) 予算と決算の乖離について

- ア 当初予算と決算の乖離が大きい事業が見受けられる。予算編成にあたっては、計画時に上司が十分にチェックするなどの精査を経たうえで、綿密な事業計画に基づき行うこと。

【改善事項】

上記対象課～【農水振興課】

- イ 国庫補助事業関連予算の執行率が低い傾向にある。申請に当たっては申請者と十分に調整を図るとともに、採択を受けることができるよう、関係機関への働きかけに努めること。

【改善事項】

上記対象課～【農水振興課】

- ウ 各種事業制度の周知不足が見受けられる。これまでの制度を利用した方々の意見を聞くな

ど農業者へのアプローチや意識づけなど情報提供の仕方について検討すること。

【要望事項】

上記対象課～【農水振興課】

(2) 原課契約工事について

小規模工事について、変更契約による大幅な増額が見受けられた。現場を十分確認したうえで発注を行うなど適正な事務処理に努めること。

【改善事項】

上記対象課～【農水振興課】

(3) 農地の集約化について

農業経営基盤の安定化や担い手づくりのために、農地の集約化は重要であり、地域における顔の見える関係づくりを行いながら、適切に進めて行くこと。

【要望事項】

上記対象課～【農水振興課】

(4) 学校給食について

学校給食における地場農産物の取扱量を増加させるよう、関係者への働きかけを行うこと。また地域の子供たちが、近隣の農地で生産されている農作物であることが理解できるように取組みを進めること。

【要望事項】

上記対象課～【農水振興課】

(5) 樋門維持管理委託について

個人と契約を行っているため、内容については無理のないよう限定しておく必要がある。開閉から破損チェックなどの日常管理のほか、事故や災害が起こった場合の責任の所在など契約内容全体の見直しを図ること。

【改善事項】

上記対象課～【農水振興課】

(6) 農業センターの業務について

農業センターの設立趣旨からも、農業振興や生産者の担い手育成のため、研修の充実に努めるなど農業技術の指導面に力点を置いた取組みを進めて行くこと。

【要望事項】

また、栽培技術の引継について、新たな品種開発にも取り組みながら、技術的にも質的にも正職員間で十分に伝承していけるような体制づくりを行うこと。

【要望事項】

さらに市民ニーズの把握に努めながら、タイムリーな情報発信を行うとともに、ホームページについて、アクセス面も含め内容の見直しを図ること。

【改善事項】

上記対象課～【農業センター】

(7) 茶業振興センターについて

茶業の発展という本来の趣旨に則った取組みを進めて行くのか、観光資源として活用していくのかなど、センターのあり方について明確な基軸を打ち出すこと。

【要望事項】

また、物品管理、事務処理について、十分に牽制を行うなど指定管理者に対する指導監督を徹底すること。

【改善事項】

上記対象課～【農水振興課・農業センター】

(8) 株式会社三重県四日市畜産公社の経営について

経営会議などにおいて当法人の自主自立を促しながら、役員体制の見直しなど、市として言うべきところはしっかりと訴えるなど経営改善のための指導を引き続き行い、累積欠損の解消に向けた取組みを進めて行くこと。

【改善事項】

上記対象課～【農水振興課・食肉センター・食肉地方卸売市場】

【けいりん事業課】

(1) 委託契約にかかる業務完了届について

ア 委託業務の完了時に提出される委託業務完了届について、所属内で供覧されていない事例が見受けられた。業務完了届提出時には、業務が実際に完了しているか確認のうえ、所属長まで供覧すること。 【改善事項】

イ 業務完了届提出時には業者牽制のため、抜き取りで実査し、業務内容を確認のうえ、記録を文書として残すこと。 【改善事項】

(2) ファンサービスについて

1人当たりの購入単価が年々低下している状況にある。ファン層の分析を引き続き行うとともに、購入回数など利用度合いに応じてファンサービスを変えるなど、他の公営競技の取組みも参考にし、ファンサービスを工夫して売り上げ増加に努めること。 【要望事項】

(3) 経費削減について

経常収支指数や開催経費率を活動指標として、経費削減に取り組んでいるが、最終的な目標数値を具体的に設定して、それに向けて経費削減努力を行い、更なる経費削減に努めること。 【要望事項】

(4) 雑種地の活用について

過去の駐車場用地として雑種地を保有しているが、現在は活用していない状況である。維持管理も必要となることから、売却も含めて今後の活用方法を検討すること。 【要望事項】

(5) 入場料予算について

特別観覧席入場料について、対予算収入率が6割程度と低率であった。予算の計上にあたっては、その内訳まで考慮し、それに対するイベントなどのファンサービスを連動させて入場料収入の確保を図ること。 【改善事項】

(6) 競輪選手会補助金について

平成26年度をもって競輪選手会補助金が廃止されたが、自転車競技は国体における会場となるなど四日市市特有のコンテンツである。将来の人財育成の面から十分な支援体制となっているか検証すること。 【要望事項】

(7) 予算編成の精度について

予算と決算との乖離が大きい事業が見受けられる。プラスマイナス10%以上の事業については、予実分析(*)を行い、その対策を講じ、次年度以降の効率的な予算執行に活かすこと。 【改善事項】

* 予実分析＝予算額と実績額（決算額）との差異内容の分析

(8) 金券等の管理について

所属長等が不在時における金庫等の鍵の取扱いについては、文書として残しておき、責任の所在が曖昧にならないようにすること。 【改善事項】

(9) 改修計画と売上高について

平成27年度から36年度まで10か年の整備計画に基づいて改修を進めることとしている。計画の進捗に合わせて、売上げ増も図ること。 【改善事項】